第13回　議員定数等議会活性化特別委員会　記録

令和8年10月13日（火）
10時00分 ～ 12時01分
全　員　協　議　会　室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【議 長 団】澁谷議長
【事 務 局】下間局長、濱見書記

議題
1　ハラスメントの防止に関する取組について
（1）他市の条例

（2）条例策定の検討項目

（3）その他

2　その他

○次回開催　　11月6日（金）　10時00分　　場所　全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　10 時 00 分　開議　〕

○川神委員長

定刻となったため、第13回議員定数等議会活性化特別委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。

それでは会議に入る。

1　ハラスメントの防止に関する取組について

（1）他市の条例

○川神委員長

これまではハラスメント問題、議員定数、申し送りを受けた事項の3点について議論をしてきたが、本日はハラスメント防止に関する取組に絞って各委員の意見を求める。

先般、アンケートを実施して対応を検討していたところ、市長から申入れを受けた。議会としても早急な対応が必要であるため、前倒しで急遽委員会を開催し、議長からの対応等について協議し、すでに実行しているところである。

本日は今後の進め方について意見を求める。当委員会は、ハラスメントを防止し、議員も職員もしっかり働ける良好な環境をつくるために、条例制定を大前提としていた。今後の具体的な進め方の参考として、事務局に他市の事例を集めさせた。全国の条例や、最近制定された雲南市、小郡市、佐々木副委員長から提案のあった糸満市の条例などを参考にしたい。まず事務局から説明を求める。

○濱見書記

資料について説明する。

1つ目は、地方自治研究機構のホームページに掲載されている「首長等や議員によるハラスメントに関する条例」の一覧である。対象主体（議員、首長、市民等）や、被害者の相談窓口、認定の仕方などがまとめられている。

続いて、議会のハラスメント防止条例のうち、令和7年度以降に施行されたものに絞った一覧である。資料の条例名を長押しするとリンク先の条例を見ることができる。

さらに具体的な条例本文を3つ用意した。

1つ目は、雲南市議会ハラスメント根絶条例である。第4条に議員の責務が規定され、第3条の2項には対象が市民にまで及ぶことが記載されている。

2つ目は、小郡市ハラスメントの防止等に関する条例である。定義や責務に市民等や事業者も盛り込んでいるのが特徴である。

3つ目は、糸満市議会ハラスメント防止条例である。適用範囲として議員から職員、議員から議員、職員から議員を対象としている。また、苦情相談窓口を第三者の専門機関に委託して設置することを規定している。

○川神委員長

これまで制定された条例は、対象範囲や第三者機関の設置について様々である。当委員会でどのような防止条例を、慎重かつスピード感を持って作っていくか、まずは全国の状況を確認した上で検討する。糸満市の条例について、佐々木副委員長にコメントを求める。

〇佐々木副委員長

糸満市の条例は実効性があり、公平な内容が盛り込まれているためピックアップした。特に、第三者専門機関による苦情相談窓口の設置や、苦情処理委員会を設けて実際に対応を協議していく体制が特徴的である。委員会の結論は必ずしも公にするものではなく、必要な措置を講じるというバランスの取れた内容である。施行の最新内容を反映した条例であるため挙げた。

〇川神委員長

1項目目は参考事例であるため、各委員で読み込むことを求める。

（2）条例策定の検討項目

〇川神委員長

2点目に移る。10月5日から7日にかけ、議長から議員全員に1人ずつアンケート結果の報告とヒアリングを実施した。当初は個別に行う予定であったが、議会全体の問題であるという意見が出た観点から、全員を集めて一体となって襟を正そうということで結果を共有した。

その中で、議長から3点の報告があった。1点目は、ハラスメント条例の対象についてである。議員から職員への防止条例が非常に多いが、市役所内部の防止や市全体への適用などの意見も出ている。まずは「議員から職員へ」を一つの軸にする意見がある。

2点目は制定時期についてである。早期対応として12月定例会議を目指す意見と、先進事例のヒアリング等を経て3月定例会議をめどとする意見がある。本日は対象と時期について方針を決定し、それを基にロードマップを描きたい。

3点目は、今後の防止対策についてである。第三者機関の導入、定期的なアンケート調査、セルフチェックシートの実施などである。条例を一つの軸として進めつつ、それ以外の対策も並行して検討する必要がある。

この時点で、対象と時期について各委員の意見を求める。

〇芦谷委員

市長からの申入れが起点であるため、職員と議員に特化した条例になると考える。市民からの注目もあるため、タイミングとしては12月提案がベストであり、遅くとも年度内を目標とする。

〇川神委員長

対象は議員と職員ということか。

〇芦谷委員

市全体への波及を考慮すると、職員と議員に特化せざるを得ない。当然、議員の

ことであると考えている。

〇西田清久委員

対象は議員から職員へとするのが良いと考える。議員間の問題もあるが、議会内での相談も可能であるため、対象は議員から職員へとするべきである。時期については、年内は厳しいため、遅くとも年度内を目標とする。

〇足立委員

対象は、議員から職員、職員から議員、議員同士の3つとし、市民までは広げない方が良い。時期は6月に延びることも想定されるが、全力で3月に向けて取り組むべきである。

〇今田委員

足立委員と同様に、議員から職員、職員から議員、議員同士の3点を想定している。事業所や市民を含めると新たな実態調査が必要になるためである。時期は、視察や第三者機関の段取りを考慮すると年内は間に合わないと考えるため、3月の正式制定を目指すべきである。

〇遠藤委員

対象はまず議員から職員への1点に絞るべきである。時期は、12月定例会議である程度の骨子を示し、3月定例会議で制定する進め方が良いと考える。

〇笹田委員

議員から職員、議員から議員、職員から議員の3つに絞るべきである。時期は急ぐべきであり、間に合わなければ臨時会議を開いてでも早急に可決すべきであるため、3月まで待つ必要はないと考える。

〇佐々木副委員長

対象は当初3点と考えていたが、職員や議員からの申立て事例が増えそうな懸念や、制定後の運用のしやすさを考慮し、議員から職員という1点にするのも一案である。時期は、12月に骨子や方向性を示して早急な対応をアピールし、実際の制定は臨時会議あるいは3月定例会議を目指す流れが良いと考える。

〇川神委員長

おおむねの方向性として、一番意見が多かった「議員から職員」を基本とする。まずはそこを中心に考え、職員から議員、議員間も含める形で進めることで良いか。異論があれば述べてほしい。

〇遠藤委員

議員から職員、職員から議員、議員同士の3つということか。

〇川神委員長

そのとおりである。

〇遠藤委員

職員から議員へのハラスメントにおいて、言いがかりのようなケースも想定されるため、その点の配慮が必要である。

〇川神委員長

事実認定について、何でもハラスメントになるわけではなく、客観的に判断できる第三者機関等の設置を条例に規定し、懸念を払拭する必要がある。

〇今田委員

3パターンの範囲とするなら、第三者の相談窓口と認定機関は絶対に必要である。内部の委員会では公平性に疑義が生じるためである。

〇川神委員長

外部からの客観的な視点が必要であるため、その点を条文にしっかり盛り込む前提で、3方向で進めることで良いか。

〇佐々木副委員長

議員からの申立てについて第三者機関で検討する場合、頻発して機関が多忙になる懸念がある。条例の条文等で整理できる方法を他事例から学ぶ必要がある。

〇笹田委員

調査については、当市には政治倫理条例があるため、整合性を取る必要がある。議員間については政治倫理条例で対応するなど、様々な方向性があると考える。

〇川神委員長

政治倫理条例との整合性について、他の意見はあるか。

〇足立委員

現実的に頻回に出る可能性を考慮し、条例改正も含めてまずは議員から職員に対するハラスメントだけでスタートし、その後逐次改正していくのが良いと感じた。

〇川神委員長

当初3点で対象を話したが、まずは議員から職員の1点に絞り、必要に応じて改正するという提案がされた。3方向で進めるか、最初は議員から職員とし、将来的に拡充するか、意見を求める。

〇西田清久委員

最初から間口を広げると事実認定の対応が大変になる懸念がある。アンケートで一番多かった議員から職員へのハラスメントからスタートした方が良いと考える。

〇川神委員長

議員から職員に対する1点に絞る案について、ほかの委員はどうか。

〇今田委員

実態調査アンケートを基にまずは一方向で進め、相談件数を把握した上で徐々に改正していく方法は、最初の手掛かりとして良い。

〇川神委員長

職員から議員に対してや議員間も合わせてやるべきという意見はあるか。

〇笹田委員

やるなら徹底的に、議員同士も含めた市の中の議員と職員の関係性を示した条例にすべきである。ただ、各委員がまず議員から職員で進めるということであれば、否定はしない。

〇川神委員長

両論出ているが、どうか。

〇遠藤委員

急がなければならない状況であり、スピード感を持って動くには、議員から職員への防止条例に焦点を絞って進める方が良いと考える。

〇芦谷委員

議員の行動が改まればハラスメントはなくなると思うため、初めから議員同士まで進めるという笹田委員の案に賛成である。

〇西田清久委員

社会全体からハラスメントをなくすのは難しいが、議会内でストレスのない環境を作るための対策は重要である。全部網羅したいが、まずは議員から職員への対策を行い、全体を作るなら異論はない。どこに絞るかは柔軟に考える。

〇川神委員長

全て議員が悪いわけではなく、職員間や職員から議員のケースもある。本来は3方向が望ましいが、1点に絞って特化したものを作る意見も否定されない。この辺りは当委員会である程度決めておく必要がある。佐々木副委員長はどう考えるか。

〇佐々木副委員長

作る以上は3方向のものが望ましい。しかし、相談窓口の多忙感という懸念もあるため、条文等で整理できる方法を先進事例から研究することが今後の分岐点になると考える。

〇笹田委員

糸満市の条例には3者が対象となっている。議員同士のハラスメント等も含め、他市がどのように対応しているか勉強した上で、1つに絞るか3つにするかを判断しても良いと考える。

〇今田委員

全ての案件に向き合う必要がある。相談件数一つひとつにしっかりと向き合い、ハラスメントの認定基準を積み上げていくべきであり、3パターンを持っておくのが本音である。

〇川神委員長

スピード感を持って進めるなら対象や時期を今日決めたいが、まだ議論を要するなら次回委員会で熟議して決める方法もある。

〇笹田委員

先送りになるとスピード感がなくなるため、まず3つで走ってみて対応を考える形で良いと考える。

〇今田委員

議員同士の案件は政治倫理条例で対応できるのであれば、今回の条例から外し、議員から職員、職員から議員の2パターンにした方が対応が良いのではないかと考える。

〇川神委員長

政治倫理条例に委ねる連携も可能である。ただ、市民へのアピールとして、3つ全てを含めた上で臨時の政治倫理審査会と連動させる方法もある。今日の時点で対象を決めたいが、事務局の見解はどうか。

○濱見書記

全国の例を確認すると、秋田県北秋田市議会の条例では「議員間におけるハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止」と規定されている。大半が議員間とセットになっており、あえて外すケースは少ない。職員から議員へのハラスメントが含まれるかどうかは自治体によって分かれる。

○川神委員長

組織の中でお互いが襟を正すという意味で、議員間や職員から議員も含めるのは妥当であると考える。スピード感や今後のことを考慮し、できれば今日の時点で対象を確定させたい。

少し休憩して自由討議を行う。暫時休憩する。

〔　10 時 59 分　休憩　〕
〔　11 時 38 分　再開　〕

○川神委員長

会議を再開する。

対象範囲と制定時期について、最終的な提言を求める。

○西田清久委員

対象は議員間と議員・職員間で制定しても良いと考える。時期は、12月に骨子を定め、遅くとも3月定例会議や今年度中、途中の臨時会議も想定しながら進めるのが良いと考える。

○川神委員長

対象は議員間と議員・職員間が良いという話が出たが、各委員はこの対象で進めることでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは対象はそのように決定する。時期は、スピード感を持って12月に骨子を発表し、遅くとも3月定例会議、できれば準備を早めて臨時会議も想定して進めることでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

時期はそのように進める。これを進めるにあたり考慮すべき意見はあるか。

○今田委員

実効性のある第三者委員会による相談窓口と認定機関の設置について、議会単独では難しいため、執行部と連携して進むべきであると考える。

○川神委員長

実効性のある条例を作るためには外部機関の判断が必要である。執行部との連携

を図りながら進めたい。骨子の制定や具体的な流れについては、事務局と相談してロードマップを作成する。

各委員には、相談窓口や第三者機関以外の条例に盛り込むべき項目について、次回委員会に提案を求める。

また、条例を作る作業とは別に、すぐに実行できるハラスメント対策、例えば体験型研修など、具体的な意見を次回提出してほしい。

〇濱見書記

条例を作った後の検討項目を列記した資料を配信した。これらを持ち帰り、次回の参考とされたい。

〇川神委員長

これらを参考にし、次回の委員会で用いる意見を提出されたい。

（3）その他

〇川神委員長

その他に移る。各委員から何かあるか。

〇笹田委員

職員間のハラスメントについて、アンケート結果を踏まえ、減らしていく目的で議会として議長から市長へ申入れをして対応してもらう方が良いと考える。

〇川神委員長

議会として条例を検討している反面、職員間でもハラスメントの実態がある。双方の襟を正すという意味で、議長から市長へ申入れを伝えてほしいという意見が出たが、議長はどう考えるか。

〇澁谷議長

執行部側からの申入れを受けて議員のヒアリングを実施した経緯がある。市長部局内でのハラスメントの実数も出ているため、当特別委員会から申入れがあれば検討する。

〇川神委員長

アンケートには威圧的な言動なども書かれており、職場の風通しを良くする必要がある。議員だけでなく職員の自覚も促したいと考える。

議長から市長へ注意喚起を求めることについて、各委員の意見はどうか。

〇今田委員

根絶という目標に向けて、お互い協力し合いながら取り組むための申入れは必要であると考える。

〇芦谷委員

市長側で条例制定される際に、こうしたことを普及してほしいと考える。

〇西田清久委員

組織内でいかに統制が取れているかが重要であり、最終的にはトップから意識を統一できるような統制の仕方が重要であると考える。

〇足立委員

執行部側が作成中のカスタマーハラスメント条例には、職員間のハラスメント部分は含まれていないと考える。実際に職員間のハラスメントを防止する条例や規則はあるのか。

〇下間局長

市は、浜田市職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めており、苦情相談担当窓口を設置している。

〇足立委員

条例を作っていないということなら、職員間でハラスメントがあるという事実について、議会として議長から申入れをしてもらいたい。全議員の合意があった方が良いため、各会派に意見を聞いてはどうか。

〇遠藤委員

議員からの件数と比べると少ないとはいえあるということで、市長が申入れに来た時と同じようにする必要はないが、議長から意見書を提出するのは良いことであると考える。

〇川神委員長

事実を伝えてお互いに良い環境を目指すという総意である。議会全体の了承が必要かどうかも含め、まずは当特別委員会の意思として議長から申入れを行う形で進めてほしい。

〇澁谷議長

重く受け止め、対応する。

〇笹田委員

全議員に確認することなく、当委員会の総意として議長に申入れを依頼するという形で確定して良いか。

〇澁谷議長

当特別委員会は各会派の代表者が参加しているため、おおよそ会派の意向に沿った結論であると理解している。

〇川神委員長

その認識で進める。

2　その他

〇川神委員長

次回の開催は11月6日金曜日の10時を予定する。内容は条例に盛り込む事項や、そのほかの対策についての協議である。視察については、先進地への訪問は難しいかもしれないが、オンラインや近隣の自治体への訪問も含め検討したい。

以上で第13回議員定数等議会活性化特別委員会を閉会する。

〔　12 時 01 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長　　川　神　裕　司